

「消費者団体訴訟制度の在り方について」(図解版※)

内閣府国民生活局

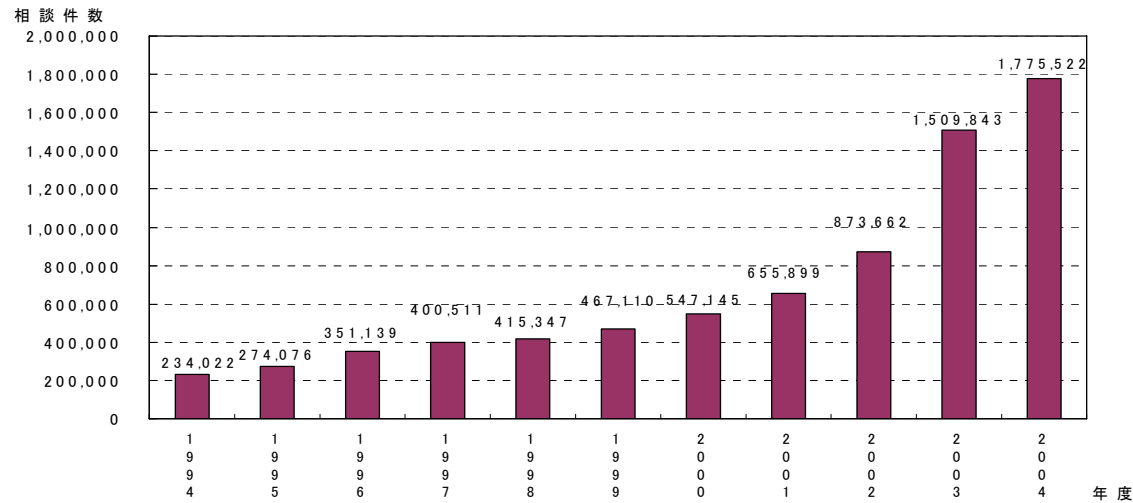
※報告書を基に内閣府国民生活局がまとめたもの。

○消費者被害の急増

消費生活に関する苦情・相談件数が急増している。

- ・2004年度には約178万件（1994年度に比べ7.6倍）。
- ・そのうち、契約・解約、販売方法に関する相談は約95%。

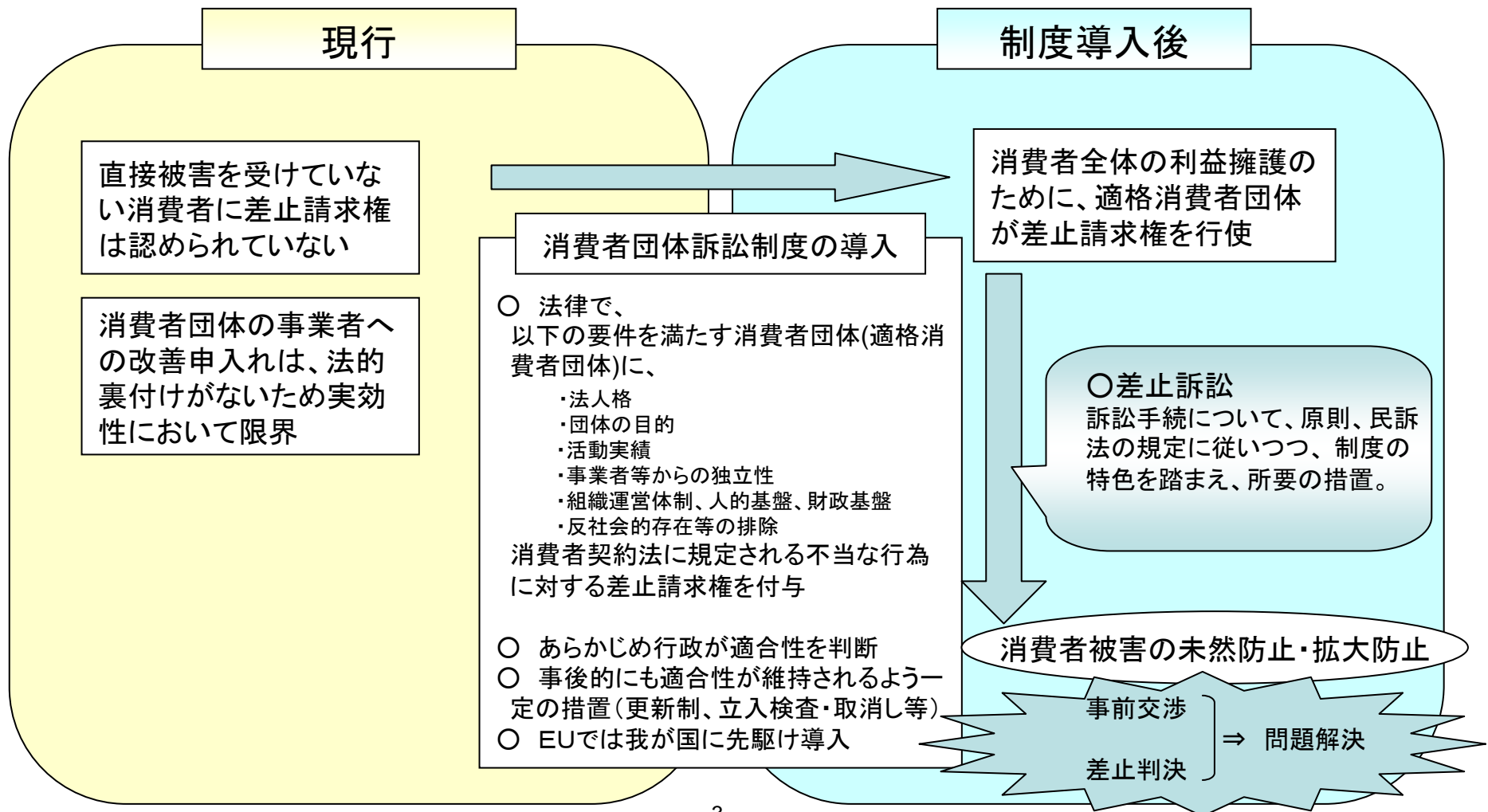
○ 消費生活に関する苦情・相談件数の推移



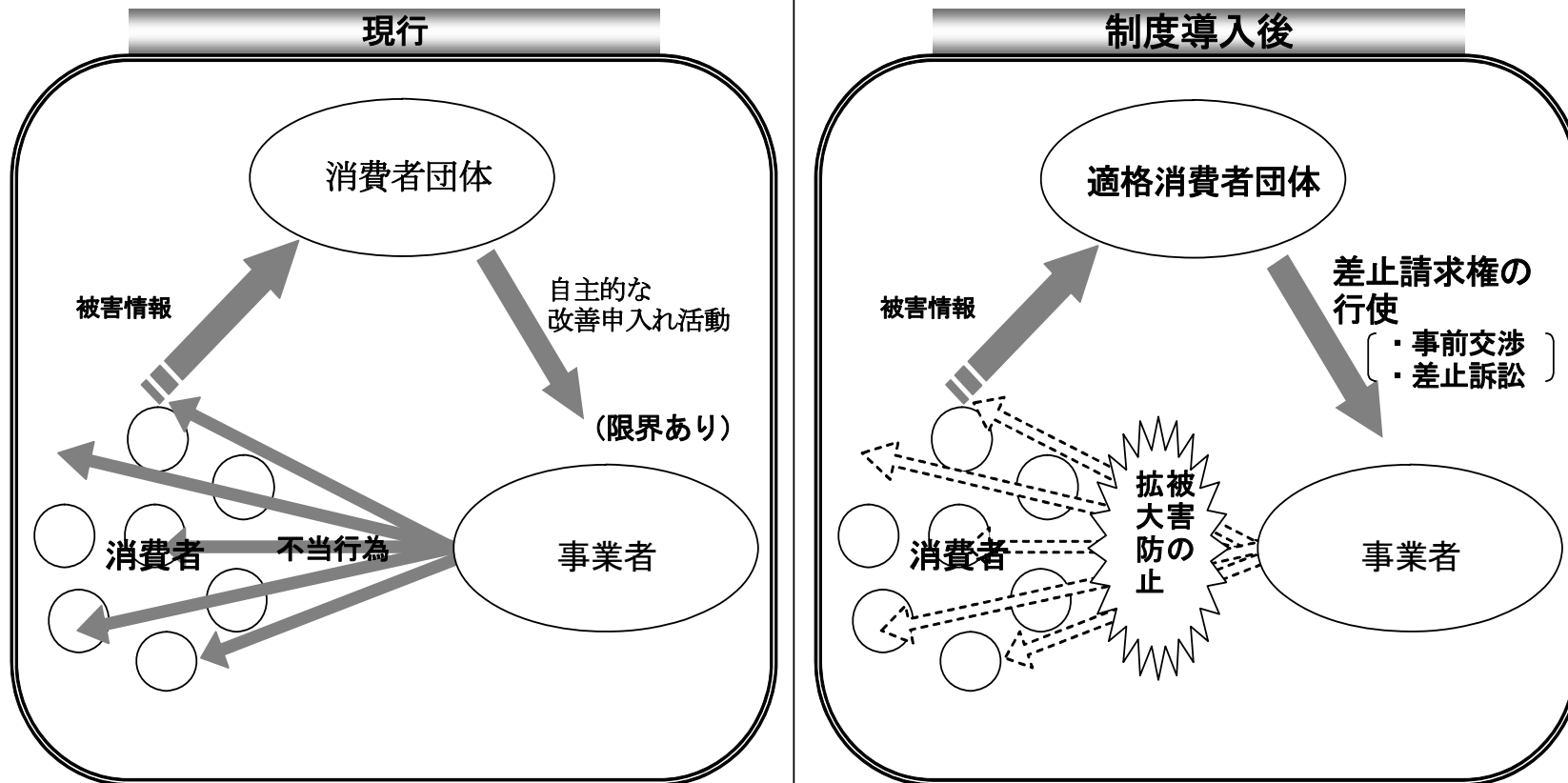
- (備考)
1. 上記苦情・相談件数は、国民生活センター、全国の消費生活センターに寄せられた苦情・相談件数のうち、2005年4月末現在で全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）に登録された件数。
 2. これらの件数のうち架空請求事案に関する苦情・相談件数は以下の通り。
2000年度 15,071件 2001年度 17,308件 2002年度 75,749件
2003年度 483,301件 2004年度 634,309件

○消費者団体訴訟制度の必要性

- ・消費者契約に関連した被害は、同種の被害が多数発生。
- ・個々の消費者は事後的措置で救済されても、他の消費者は被害を受ける可能性。
- ・被害が広がる前に、事業者による不当な勧誘・契約締結を抑止する必要。



○消費者団体訴訟制度の効果



○差止対象になる行為

- 本制度の対象となる法律：消費者契約全般に広く適用される一般的な民事ルールである消費者契約法を基本とする。

<消費者契約法の概要>

[基本的性格]

- 消費者の利益を擁護するために、民商法の特別法として制定
- あらゆる取引分野の消費者契約に幅広く適用される民事ルール

不当な契約条項 →無効

○ 事業者の損害賠償の責任を免除する条項(8条)

○ 消費者が支払うべき違約金等の額を過大に設定する条項(9条)

○ 信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項(10条)

不当な勧誘行為 →取消

○ 消費者を誤認させるような勧誘(4条1・2項)

- ・不実告知
- ・断定的判断の提供
- ・不利益事実の不告知

○ 消費者を困惑させるような勧誘(4条3項)

- ・不退去
- ・監禁

○具体的な差止対象行為

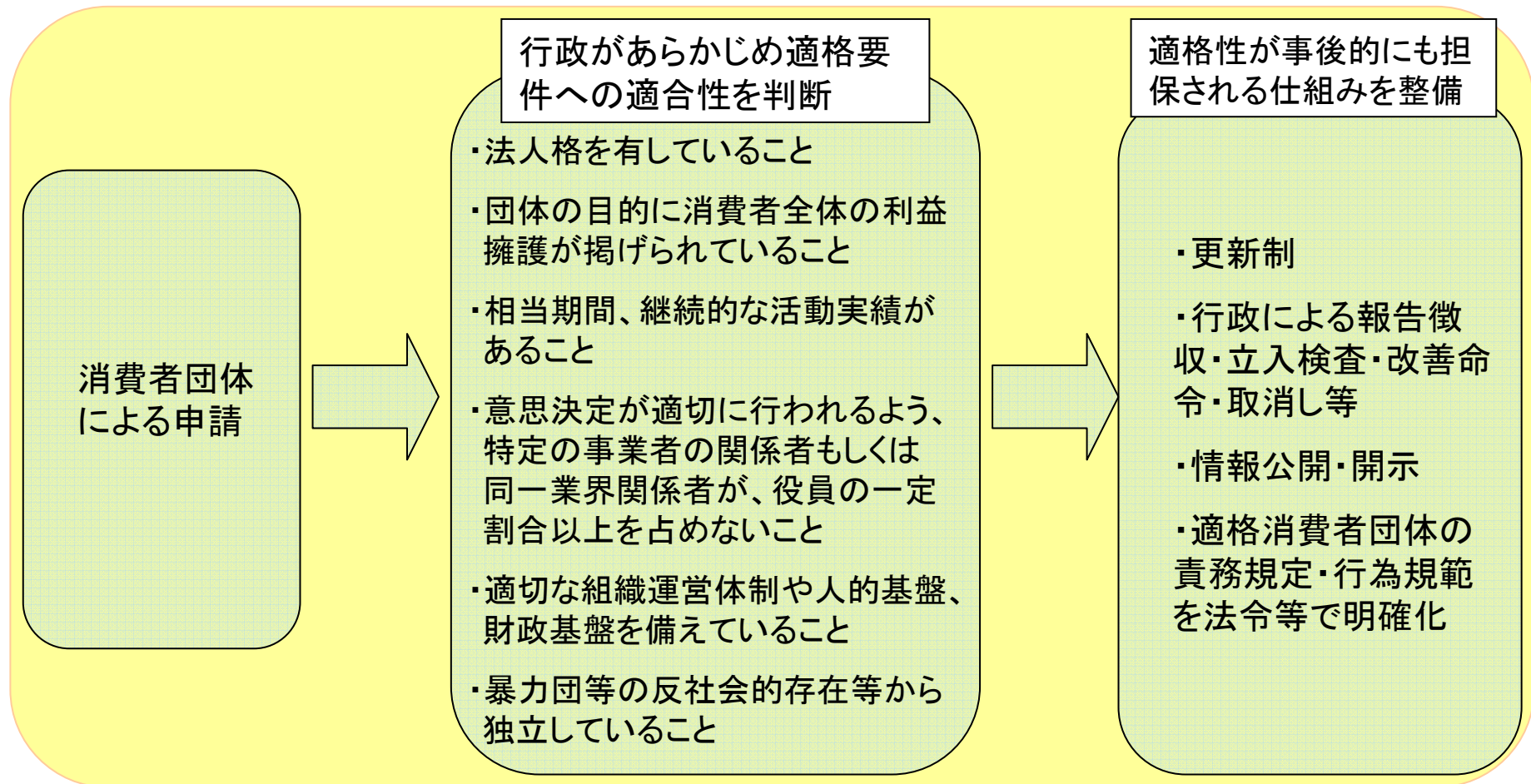
・事業者の不当な行為(不当な契約条項の使用、不当な勧誘行為)が、消費者全体の利益に影響を及ぼす可能性がある場合に差止めを認める。

<消費者契約法における不当契約条項、不当勧誘行為の例>

	不当行為の類型	具体的に想定される不当条項、不当勧誘行為の例
不当契約条項の使用	(1) 事業者の損害賠償責任を免除する条項 (第 8 条)	・いかなる理由があっても事業者は一切損害賠償責任を負わないものとする条項
	(2) 消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等 (第 9 条)	・消費者が解約した場合、支払済みの代金を一切返金しないとする条項 (学納金不返還特約等)
	(3) 消費者の利益を一方向的に害する条項 (第 10 条)	・賃貸借契約において、借主に過重な原状回復義務を課する条項
不当な勧誘行為	(1) 不実告知 (第 4 条第 1 項第 1 号)	・「この機械を取り付ければ電話代が安くなる」と勧誘し、実際にはそのような効果のない機械を販売
	(2) 断定的判断の提供 (第 4 条第 1 項第 2 号)	・元本保証のない金融商品を「確実に値上りする」と説明して販売
	(3) 不利益事実の不告知 (第 4 条第 2 項)	・眺望・日照を阻害する隣接マンション建設計画を知らず、「眺望・日照良好」と説明し、当該マンション建設計画の事実を説明しないで販売
	(4) 不退去 (第 4 条第 3 項第 1 号)	・消費者の自宅等において、消費者が帰ってほしい旨を告げているのに、長時間にわたり勧誘
	(5) 監禁 (第 4 条第 3 項第 2 号)	・事業者の販売店等で、消費者が帰りたい旨を告げているのに、長時間にわたり勧誘

○適格消費者団体の要件の在り方

- ・差止請求権の行使は社会的にも経済的にも大きな影響を与え得るもの。
⇒明確かつ適切な適格要件の設定が必要。
- ・行政があらかじめ適格要件への適合性を公正かつ透明な手続の下に判断。
- ・適格性を認められた団体に対して、その適格性が事後的にも維持されるよう一定の措置。



○訴訟手続

・原則として民事訴訟法の規定に従いつつ、本制度の特色や濫訴の防止を図る観点を踏まえ、所要の措置を講ずる。

適格消費者団体相互の関係

- ・既判力の範囲: 当事者限りとするのが民訴法の基本原則に整合的。ただし、紛争の蒸返しを懸念する向きもあり、所要の措置について検討の必要。
- ・同時複数提訴: 特段制限されないとするのが民訴法の基本原則に整合的。ただし、事業者の過重な負担を懸念する向きもあり、所要の措置について検討の必要。
- ・請求の放棄・訴訟上の和解等: 特段制限されないとするのが民訴法の基本原則に整合的。

制度運営の円滑化

- ・事業者との事前交渉: 義務付けは適切ではないが、事前通知は必要。
- ・管轄裁判所: 被告事業者の普通裁判籍所在地を基本とするのが適切。なお、双方当事者の合意による管轄など、一定の例外を認める必要。
- ・訴額の算定: 非財産権上の訴えと同様の取扱い。

差止判決の実効性確保

- ・判決の周知・公表: 適格消費者団体の自主的な活動を基本としつつ、公的機関による情報提供の仕組みについても検討の必要。
- ・判決の援用制度: 導入については慎重な検討が必要。

不適切な訴えの提起に対する措置

- ・制度の濫用防止に万全を期す観点から、不当な目的でなされる訴えの提起を認めない仕組みが必要。

○政府での検討状況

・内閣府では、消費者契約法制定時の衆・参両院の附帯決議(平成12年4月)や司法制度改革推進計画(平成14年3月閣議決定)等を踏まえ、昨年4月に国民生活審議会消費者政策部会の下に専門の検討委員会(消費者団体訴訟制度検討委員会)を設置し、検討を行った。

・平成17年6月23日、最終報告「消費者団体訴訟制度の在り方について」がとりまとめられた。同報告は、6月30日、国民生活審議会消費者政策部会において了承された。

○今後の予定

・内閣府は、最終報告を踏まえ、平成18年通常国会への法案提出を目指し法制化作業を進める。

・なお、「消費者基本計画」(平成17年4月閣議決定)において、本制度を導入するため、「平成18年通常国会に関連法案を提出する」旨、盛り込まれている。

○国民生活審議会消費者団体訴訟制度検討委員会 委員名簿

(平成17年6月23日現在)

委員長	山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
委員長代理	三木 浩一	慶應義塾大学大学院法務研究科・法学部教授
委員	岩佐 朱美	社団法人消費者関連専門家会議常任理事
	上原 敏夫	一橋大学大学院法学研究科教授
	大河内美保	主婦連合会副会長
	大村 多聞	三菱商事株式会社理事
	鹿野菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	川本 敏	独立行政法人国民生活センター理事
	小塚莊一郎	上智大学大学院法学研究科教授
	齋藤 憲道	松下電器産業株式会社法務本部理事
	品川 尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	角田真理子	明治学院大学法学部消費情報環境法学科助教授
	寺田 範雄	全国商工会連合会専務理事
	長野 浩三	弁護士
	坂東 俊矢	京都産業大学大学院法務研究科教授
	升田 純	中央大学法科大学院教授
	御船美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授